

届出における地域区分

(令和5年4月現在)

	飯田	座光寺	松尾	下久堅	上久堅	千代	龍江	竜丘	川路	三穂	山本	伊賀良	鼎	上郷	上村	南信濃
景観計画区域																
地域区分																
中心市街地	○												○	○		
沿道地域		○	○									○	○	○		
周辺市街地	○		○					○	○			○	○	○		
都市の田園	○	○	○					○	○		○	○	○	○		
田園地域				○	○	○	○			○	○				○	○
山地・高原	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
普通地域 (景観育成特定地区以外の景観計画区域)	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1	規 I-1-1 基 I-3-1
景観育成特定地区				規 ※6 I-1-8 基 ※6 I-3-9			規 ※2 I-1-8 基 ※2 I-3-9		規 ※3 II-2-8 基 ※3 II-2-8			規 ※4 II-2-8 基 ※4 II-2-8		規 ※5 I-1-8 基 ※5 I-3-9		
土地利用特定地区		規 ※1 I-1-8 基 ※1 I-3-9														

(規) は届出等が必要となる規模、(基) は行為に対する基準、下の数字は掲載しているページを指す。

※1 座光寺地区において、座光寺地区全域が土地利用特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(建築物)

※2 竜丘地区において、竜丘地区全域が景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(屋外広告物)

※3 川路地区において、川路地区全域が景観育成特定地区である。(川路地区屋外広告物特別規制地域)

※4 鼎地区及び伊賀良地区(北方地籍)において、羽場大瀬木線沿道両側30メートル以内の地域が景観育成特定地区である。(都市計画道路羽場大瀬木線沿道屋外広告物特別規制地域)

※5 上郷地区において、上郷地区全域が土地利用特定地区及び景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(土地の形質の変更並びに建築物、工作物及び屋外広告物)

※6 上久堅地区において、上久堅地区全域が景観育成特定地区である。一部届出が必要となる規模及び基準を強化。(屋外広告物)

※ 座光寺、上郷地区において、飯田市リニア中央新幹線開通を見据えた計画に基づく土地利用及び地域づくりの推進に資するための届出が必要となる行為及び規模については、I-1-9を参照すること。

○詳しくは、飯田市地域計画課にお問い合わせください。

